

カルストの風



令和4年6月発行
美祢市学校事務共同実施会
じむだより 第71号
共同実施拠点校担当

事務の共同実施 充実した取組へ



市内各小・中学校におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防や運動会などの各種行事、そして「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立による「令和の日本型学校教育」の実現に向けて一丸となつて取り組まれており、お忙しい日々をお過ごしのことと思います。

さて、事務の共同実施は、共同実施組織と市教育委員会が連携し、正確で質の高い事務の提供や、主体的・積極的に学校運営に参画できる学校事務職員の育成により、学校の総合力を向上させていくことを目的としています。

学校の総合力を上げ「チーム学校」を実現していくためには、学校組織で唯一の総務・財務に通ずる事務職員が事務の共同実施により、情報を共有し、知恵を出し合い協働することで、学校事務の効率化・平準化・適正化を図り、教員が教育に専念できる環境を整え、さらには、自身の資質能力の向上や人材育成に務めていくことがとても重要であると考えてい

ます。また、美祢市では、県と連携して統合型校務支援システムを導入する予定です。現在は、それぞれの業者からの説明を受け、導入するシステムを選定している段階ですが、今年度中には導入準備を終え、令和五年度からは使用を開始する予定にしています。事務職員の皆さんには、いち早くこのシステムを使いこなしていただき、より円滑な事務処理や業務改善の促進に役立てていただきたいと思います。

今年度も事務の共同実施が充実した取組となり、しっかりと機能して、正確で質の高い事務の提供、業務改善の促進、さらには各学校の総合力の向上につながっていくことを期待しています。よろしくお願いいたします。

美祢市学校事務共同実施協議会

会長 中本 喜弘

(美祢市教育委員会 教育長)

※Web サイトにも掲載しています

実施目的・実施方法を見直しました

※県に揃えました。趣旨は変わりませんが美祢市独自の表記には下線を引いています

実施目的

複雑化・多様化している学校の課題に対応するため、美祢市教育委員会と共同実施組織が連携し、正確でより質の高い事務の提供や、主体的・積極的に学校運営に参画できる学校事務職員の育成により、学校の総合力の向上を図る。

- (1) 美祢市全体の学校事務を組織的に行うことにより、学校事務の効率化・平準化・適正化を図るとともに、学校における適正な事務処理体制の充実等により、教員との協働による教育環境整備を図る。
- (2) 組織的・計画的な研修や支援を実施することにより、学校事務職員の資質能力向上や人材育成を図る。

具体的な実施方法



学校事務の効率化・平準化・適正化

給与関係書類・諸帳簿の相互確認、各種ソフトや手引、Teamsの活用、学校徴収金の適正処理

教員との協働による教育環境整備

各種ソフトや手引による支援、じむだより発行、Webサイト更新、教頭会・教務主任会との連携

学校事務職員の資質能力向上

研修の充実、キャリアに応じた研修、学校運営への参画実践例の共有、教育課程をふまえた予算執行

学校事務職員の人材育成

巡回支援訪問による人材育成、グループ内での相互支援、協力体制の強化

「正確でより質の高い事務の提供」及び「学校運営に参画できる学校事務職員の育成」

学校の総合力の向上

波線の項目は裏面に記載があります

Teams でオンライン開催

5/18全校実施会をオンラインで開催しました。共同実施メンバーのTeamsに県庁から義務教育課の方に「ゲスト」で参加していただきました。

共同実施では、はじめてのオンラインでしたが無事に終わることができました。



はじめてのオンライン

【内容】

義務教育課管理班經理
グループ説明

- 所管説明
- 質疑応答

キャリアに応じた研修

今年度のキャリア別研修は、予算執行について先輩からの実践事例紹介を予定しています。

ベテランから中堅へ、中堅から若年へ実践事例を紹介し、平準化に繋がればと考えています。

美祢市事務職員構成

R4.6月現在

職名	経験年数等	人数	
事務長		1	
主査		2	①ベテラン
事務主任		5	
主任主事		0	
主事	7年目以上	4	②中堅
	6年目まで	2	③若年
	臨採	4	・臨採
計		18	



諸手当等 確認が始まりました

令和4年度所得証明書の発行に伴い、諸手当等の確認が始まりました。該当の先生方には、事務担当者から必要書類の依頼がありますので期限までの提出をお願いします。

扶養手当

■ 全世帯員の所得証明書

世帯員の収入状況、被扶養者の所得が年間130万円を超えてないか、同居しているかなどを確認します。

■ 扶養親族以外の者に収入がある場合

他から扶養手当等が支給されていないことを確認します。

扶養親族がパートやアルバイト等を始めた場合は、開始月の収入見込みが**108,333円**を超えると認定取消となります。また、1年目は、勤務開始から3ヵ月ごとに給与支給明細等で平均額を確認する必要があります。

住居手当

■ 通帳、クレジットカード利用明細書の写し

契約者本人が家賃を支払っているか、家賃額に変更がないかを確認します。

■ 契約書の写し(契約更新があった場合)

契約内容(契約者、家賃額等)を確認します。

通勤手当

■ 最短経路の確認(交通用具使用者)

道路開通等による通勤状況の変更はないかを確認します。

■ 定期券の写し(交通機関利用者)

運賃等通勤の負担を確認します。

単身赴任手当

■ 職員の住民票(全世帯員)・配偶者等の住民票

別居の状態及び単身での生活を常況としていることを確認します。

共済組合被扶養者など

■ 被扶養者及び福祉医療費受給者資格確認調査

資格確認とともに短期給付の適正化が図られます。

児童手当

■ 現況届、所得・課税証明書など

児童手当を受け取るための資格を満たしているかを確認します。

説明は概要です。

詳細は事務担当者にお尋ねください。



タイトルに

今号から「美祢市内教職員と学校事務をつなぐ」とサブタイトルを付けました。美祢市内教職員向けをより一層はっきりとする。また、タイトルである「カルストの風」の風でつなぐことができればという意図もあります。